

済生会今治老人保健施設希望の園 介護予防通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 済生会今治老人保健施設希望の園（以下「当施設」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護予防通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設介護予防通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したのち、平成19年4月1日以降から効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し介護予防通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、介護予防通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要介護と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は保証人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者又は保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった

場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は保証人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 当施設は、保証人の支払いの極度額として、100万円を定めます。

(身体の拘束等)

第6条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第7条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村の通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項の個人情報は、済生会今治医療福祉センター内の各事業所で情報共有を行うこととします。
 - 3 第1項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第8条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第9条 当施設は、施設のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

- 2 当施設は、施設のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。
- 3 当施設は、施設のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとします。

(要望又は苦情等の申出)

第 10 条 利用者及び保証人は、当施設の提供する介護予防通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 11 条 介護予防通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(記録の整備)

第 12 条 当施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとします。

2 当施設は、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存するものとします。

- 一、介護予防通所リハビリテーション計画
- 二、提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三、市町の通知に係る記録
- 四、苦情の内容等の記録
- 五、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

済生会今治老人保健施設希望の園のご案内

(令和 6年 4月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 済生会今治老人保健施設 希望の園
- ・開設年月日 平成12年4月1日
- ・所在地 愛媛県今治市喜田村7丁目1番6号
- ・電話番号 (0898) 48-8800
- ・ファックス番号 (0898) 47-3979
- ・管理者名 松井 武志
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(3857780021号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

[目的]

介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

[運営方針]

- ・当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、及び言語療法その他必要リハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ・当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ・当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、介護予防居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスを受けることができるよう努めます。
- ・当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごせることができるようサービス提供に努めます。
- ・サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとします。

(3) 施設の職員体制

職 種	員 数		職 務 の 内 容
	常 勤	非常勤	
管 理 者 (施設長)	1		・職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う ・職員に各種規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う
医 師	1		・利用者の診察、健康管理、保健衛生指導等を担当する ・利用者の介護予防通所リハビリテーション計画の検討と実施に関すること ・その他

看護職員	1		・医師の指示に基づく、利用者の看護、診療の介助、健康管理に関すること ・利用者の日常生活の介護、支援及び家族に対する指導に関すること ・利用者の保健衛生に関すること ・利用者の介護予防通所リハビリテーション計画の検討と実施に関すること ・その他
介護職員	10	1	・利用者の日常生活の介護、支援に関すること ・利用者の介護予防通所リハビリテーション計画の検討と実施に関すること ・その他
支援相談員	3		・利用者の生活、行動プログラムの企画、対外連絡並びに利用者及び家族の支援相談に関すること ・利用者の介護予防通所リハビリテーション計画の検討と実施に関すること ・その他
理学療法士 又は 作業療法士	4	3	・利用者の機能回復訓練並びに日常生活動作能力の改善に関すること ・利用者の介護予防通所リハビリテーション計画の検討と実施に関すること ・リハビリテーション実施計画に基づいた、リハビリテーションマネジメントに関すること ・その他
管理栄養士	2		・医師の指示による利用者の栄養摂取量の調整及び栄養指導に関すること ・給食献立表の作成及び調理実務指導に関すること ・給食材料の食品栄養分析並びに給食の改善に関すること ・給食材料の発注、受入管理、請求伝票の仕訳に関すること ・調理室及び食品、器具什器類の保全と衛生管理に関すること ・給食内容等の記録作成に関すること ・利用者の食事摂取状況の点検記録と嗜好調査の計画実施に関すること ・給食員への保健衛生の指導に関すること ・利用者のケアプランの検討と実施に関すること ・利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理に関すること ・その他

(4) 利用定員等 ・定員 70名

(5) 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- ・営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(6) 通常の事業の実施地域

当施設の通常の事業の実施地域は旧今治市内・旧朝倉村・旧玉川町の鴨部小学校校区とする。(但し旧今治市内のうち、波止浜地区は除く。)

2. サービス内容

- ① 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
昼食 12時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応させていただきます。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた介護予防通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
- ・名 称 社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院
- ・住 所 愛媛県今治市喜田村7丁目1番6号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・利用者の心身の安全管理には細心の注意をしておりますが、限られた人員数で利用者すべてに注意が行き届かない場合もあり、結果として転倒等の事故が起こりうる可能性があります。
- ・療養室での喫煙・飲酒はしないこと。
- ・火気の取扱いには十分注意すること。療養室での使用は禁止します。
- ・故意に器物及び設備を破損し、許可なく施設外に持ち出さないこと。
- ・貴重品等・金銭が紛失しても当施設に一切責任転嫁をしないこと。
- ・サービス利用中の病院等の受診はできません。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー設備、補助散水栓（13か所）、消火水槽、

- 消火器（全 26 台）、自動火災報知設備（受信機 10 台、感知器 201 個）、非常放送設備
- ・防災訓練 年 2 回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0898-48-8800 内線 3459・3453・3550）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階のロビー、1 階施設エレベーター横に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、行政による苦情の相談窓口として以下の機関が設けられておりますのでご利用ください。

今治市役所 介護保険課	今治市別宮町 1 丁目 4-1 電話：0898-36-1526 月～金 9：00～17：00
愛媛県 長寿介護課	松山市一番町 4-4-2 電話：089-912-2446 月～金 9：00～17：00
愛媛県社会福祉協議会	松山市持田町 3-8-15 電話：089-998-3477 月～金 9：00～16：30 (12：00～13：00 をのぞく)
国民健康保険団体連合会	松山市高岡町 101-1 電話：089-968-8700 月～金 9：00～17：00

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

介護予防通所リハビリテーションについて
(令和 5年 4月 1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護予防通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・保証人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 施設利用料

利用料金表は別紙4のとおり

(2) 支払い方法

- ・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。（施設の実状に合わせて利用日毎に精算する方法としても可）
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込、銀行・郵便局口座自動引き落としの3方法があります。利用申込み時にお選びください。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和 5年 4月 1日現在)

介護老人保健施設希望の園では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔済生会今治医療福祉センター内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
 - －介護サービスの質の評価と科学的介護の取組
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

*当施設では、別に個人情報保護規定を定め、情報の保護に努めています。同規定は事務所にて入手できます。